

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年9月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600204号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600035号

第1 結論

請求期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年*月から昭和49年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、20歳になった昭和46年*月頃、A市の事業所に住込みで勤務しており、事業所の親方の妻(以下「親方の妻」という。)が、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間①のうち、昭和46年*月から当該事業所を退職した昭和48年3月までの国民年金保険料は、親方の妻が納付してくれたと思う。昭和48年4月から昭和49年3月までの国民年金保険料は、B市C地区*丁目の兄家族の家に住んでいた頃で自分が納付した。請求期間②の国民年金保険料は、妻が自分の保険料と一緒に納付した。請求期間①及び②を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、請求者は、当該期間の国民年金保険料は、請求者の妻が、請求者と妻の二人分を一緒に納付したとするところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期及び請求者の所持する年金手帳により、昭和50年8月頃に払い出されたものと推認されることから、請求期間②は保険料を納付できる期間であり、また、D市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録において、納付日の確認できる全ての期間は、夫婦同日に納付していることが確認できる。

また、請求者は、請求期間①及び②以外に未納はなく、請求期間②は3か月と短期間であり、当該期間に係る請求者の妻の保険料は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、請求者は、昭和 46 年*月頃、親方の妻が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間①のうち、昭和 46 年*月から昭和 48 年 3 月までの国民年金保険料は、親方の妻が A 市で納付してくれたと思う、昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 3 月までの国民年金保険料は、請求者が B 市で納付したとしている。

しかしながら、請求者は、A 市における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、親方の妻とのやりとり等記憶していることはなく、請求者の加入手続及び保険料を納付してくれたとする親方の妻からは、事情を聴取することはできないため、請求者の A 市における国民年金の加入状況及び請求期間①の保険料の納付状況が不明である。また、請求者は、A 市から B 市に転居した際、国民年金に関する転出入の手続きを行った記憶はないとしており、B 市における保険料の納付金額や納付サイクル等の納付方法についても憶えていないと陳述していることから、請求者の B 市における請求期間①の保険料の納付状況が不明である。

また、前述の国民年金手帳記号番号の払出時期（昭和 50 年 8 月頃）において、請求期間①のうち、昭和 46 年*月から昭和 48 年 6 月までは時効により、国民年金保険料を納付することができず、昭和 48 年 7 月から昭和 49 年 3 月までは過年度納付することが可能であるところ、その直後の昭和 49 年 4 月から昭和 50 年 3 月までの保険料は過年度納付されているが、請求者及びその妻は、国民年金手帳記号番号の払出時期においての納付等に関して何も憶えていないと陳述している。

さらに、請求者は、現在所持している年金手帳（2 冊）以外受け取ったことがないとしているところ、これらの年金手帳は、昭和 49 年 11 月以降に使用開始されたものであり、加入手続を行ったと思うとする昭和 46 年*月頃の様式とは異なっている上、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、請求者が、請求期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600012号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600122号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月21日の標準賞与額を39万円に訂正することが必要である。

平成16年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、平成16年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年3月21日

A社における厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該各期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された請求者の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同僚の平成16年12月賞与明細書により、請求者は、平成16年12月21日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る請求者の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿により確

認できる賞与支給額から、39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月21日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年12月21日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、A社は、請求者に対し、平成17年3月21日に賞与を現金により支給したとする一方で、その事実について確認できる貸金台帳や源泉徴収簿などの資料の提出はなく、請求者自身も賞与明細書等を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間における賞与支給額及び当該賞与からの厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、B市に対して、A社が提出した請求者に係る平成17年分給与支払報告書等の課税関係資料について照会を行ったが、同市では、当該資料の保存期間が経過しているため回答ができないとしており、請求者の請求期間②における賞与について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600013号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600123号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月21日の標準賞与額を38万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、平成16年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年3月21日

A社における厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該各期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された請求者の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同僚の平成16年12月賞与明細書により、請求者は、平成16年12月21日に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る請求者の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿により確

認できる賞与支給額から、38万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月21日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年12月21日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、A社は、請求者に対し、平成17年3月21日に賞与を現金により支給したとする一方で、その事実について確認できる貸金台帳や源泉徴収簿などの資料の提出はなく、請求者自身も賞与明細書等を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間における賞与支給額及び当該賞与からの厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、B市に対して、A社が提出した請求者に係る平成17年分給与支払報告書等の課税関係資料について照会を行ったが、同市では、当該資料の保存期間が経過しているため回答ができないとしており、請求者の請求期間②における賞与について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600174号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600120号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月18日の標準賞与額を38万3,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間(請求期間①から⑦、⑨及び⑩)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年3月
② 平成16年9月
③ 平成17年3月
④ 平成17年9月
⑤ 平成18年3月
⑥ 平成18年9月
⑦ 平成19年3月
⑧ 平成19年7月18日
⑨ 平成19年9月
⑩ 平成20年3月

A社での厚生年金保険の被保険者期間のうち、請求期間①から⑩までの賞与が厚生年金保険の記録にない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間⑧について、請求者から提出された平成 19 年 7 月の賞与明細書及び B 信用金庫 C 支店から提出された「預金取引明細表 1」から、請求者は当該請求期間に事業主より賞与が支給され、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者の標準賞与額については、上記賞与明細書で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、38 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑧に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①から⑦、⑨及び⑩について、前述の B 信用金庫 C 支店の「預金取引明細表 1」から、当該請求期間に係る賞与の振込が確認できない。

また、請求期間⑤から⑦、⑨及び⑩について、D 市役所から提出された請求者の平成 19 年度（平成 18 年分所得）から平成 21 年度（平成 20 年分所得）の市民税・県民税課税証明書で確認できる社会保険料控除額と、オンライン記録で確認できる請求者の平成 18 年 1 月から平成 20 年 12 月までの期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額から推計した平成 18 年から平成 20 年までの各年の社会保険料額から判断すると、請求者の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることができない。

さらに、A 社は、平成 20 年 12 月以前の給与データは全社員について残っていないと回答している。

このほか、請求者の請求期間①から⑦、⑨及び⑩における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑦、⑨及び⑩に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600234号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600121号

第1 結論

請求者のA社における平成16年3月12日の標準賞与額を32万4,000円、同年9月10日の標準賞与額を40万円、平成17年3月15日の標準賞与額を29万7,000円、同年9月15日の標準賞与額を40万4,000円、平成18年3月15日の標準賞与額を45万円に訂正することが必要である。

平成16年3月12日、同年9月10日、平成17年3月15日、同年9月15日、平成18年3月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年3月12日、同年9月10日、平成17年3月15日、同年9月15日、平成18年3月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年3月12日
② 平成16年9月10日
③ 平成17年3月15日
④ 平成17年9月15日
⑤ 平成18年3月15日

A社での厚生年金保険の被保険者期間のうち、請求期間①から⑤までの賞与が厚生年金保険の記録にない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び⑤について、請求者から提出された当該請求期間に係る賞与明細書の写し及びB銀行C支店の通帳の写しにより、請求者は、当該請求期間に事業主より賞与が支給され、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認で

きる。

請求期間③について、請求者から提出された平成 17 年の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」という。）の写し、同僚が保管していた当該請求期間の賞与明細書の写し及びB銀行C支店の通帳の写しにより、請求者は、当該請求期間に事業主より賞与が支給され、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間④について、請求者から提出された当該請求期間に係る賞与明細書の写し、平成 17 年の源泉徴収簿の写し及びB銀行C支店の通帳の写しにより、請求者は、当該請求期間に事業主より賞与が支給され、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間①、②及び⑤は、請求者の賞与明細書の写し及びB銀行C支店の通帳の写しから、請求期間③は、源泉徴収簿、同僚の賞与明細書の写し及びB銀行C支店の通帳の写しから、請求期間④は、請求者の賞与明細書の写し、源泉徴収簿及びB銀行C支店の通帳の写しから、請求期間①の標準賞与額を 32 万 4,000 円、請求期間②の標準賞与額を 40 万円、請求期間③の標準賞与額を 29 万 7,000 円、請求期間④の標準賞与額を 40 万 4,000 円、請求期間⑤の標準賞与額を 45 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。